平成２７年（フ）第７３６号
神奈川県鎌倉市津西２丁目１番９号
債務者　吉原　明香
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８５０号
神奈川県藤沢市鵠沼松が岡５丁目４番４号
債務者　青木友里恵
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１号
長崎県佐世保市鹿町町深江289番地28
債務者　若井美智子
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第５５号
長崎県佐世保市潮見町17番７号　コーポ東302号、前住所長崎県佐世保市桜木町694番地Ｍ１―22
債務者　松尾みどり（旧姓谷本）
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
長崎県西海市大島町847番地３　内浦第２単独住宅１棟402号、前住所長崎県西海市大島町1879番地１
債務者　得山　智史
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第６４号
長崎県佐世保市三浦町６―１　301号、住民票上の住所佐賀県西松浦郡有田町楠木原乙1479番地１
債務者　岩永アニタ・ルビオこと　ＩＷＡＮＡＧＡ　ＡＮＩＴＡ　ＲＵＢＩＯ
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第６９７号
横浜市中区錦町16番地１　横浜マリンハイツ１号棟809号室
債務者　藤村　亮佑
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７８号
愛知県豊橋市野依台１丁目13番地５、従前の住所愛知県豊橋市東大清水町171番地の14
債務者　鶴見　泰利
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第４８号
釧路市鳥取北７丁目２番９号　しんたにハイツ
債務者　坂本　龍司
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月３日午前10時
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第４０号
栃木県栃木市野中町935番地
債務者　野村　　誠
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第３９号
栃木県小山市西城南１丁目９番地１　市営松ヶ丘住宅Ａ棟12号室、従前の住所栃木県小山市暁１丁目16番23号　ガーデンコートラベンダー201
債務者　中田　宏明
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第１６１号
静岡市清水区宮加三691番地の３　エスペランサＣ201号
債務者　田嶋由香里
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２７８号
静岡市駿河区下島178番地の１　アスティオン小澤202、旧住所愛知県豊橋市草間町字東郷12番地１　102
債務者　小舘　紀子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２６年（フ）第５１４２号
大阪市中央区玉造１丁目19番17号
破産者　サンエイ・メデイカル株式会社
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６号
最後の住所茨城県神栖市矢田部7859番地１
破産者　亡川嶋幸男相続財産
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所麻生支部